

支払督促

支払督促は

- ・現在化した金銭その他の代替物等の請求のみ
- ・相手方から異議が出ると訴訟手続に移行します。

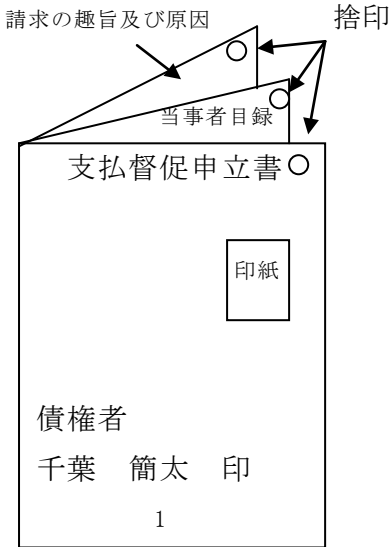
書類の作成について

- ・裁判所は中立・公正な立場ですので、主張や法律構成に関するアドバイスはできません。弁護士または司法書士にご相談ください。

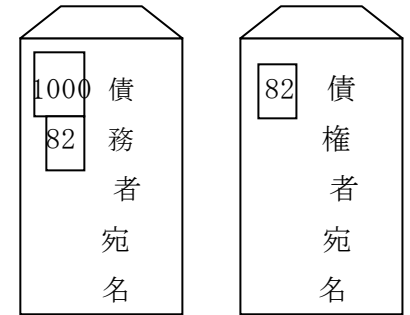
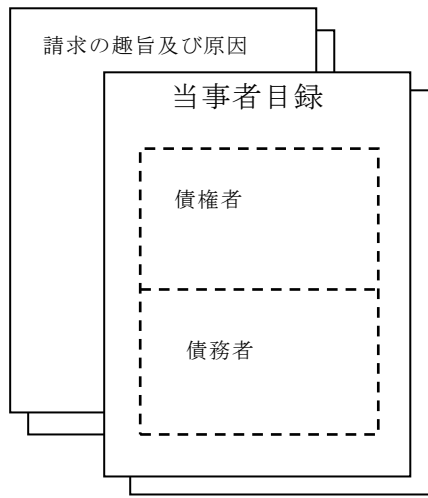
提出書類一覧

注意：郵便料金は、申立書の枚数によって料金が変わる場合があります。

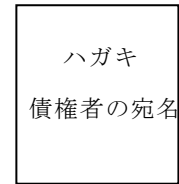
- 支払督促申立書 1部
- 「当事者目録」と「請求の趣旨及び原因」のコピー各債務者数+1部 (余白に押印のないもの)
- 長形3号の封筒 債務者数+1枚
- 郵便切手 1,082円分×債務者数 82円1枚
- 官製ハガキ 債務者数と同じ枚数



【各枚葉割印または通し番号】



【債務者ごと作成】

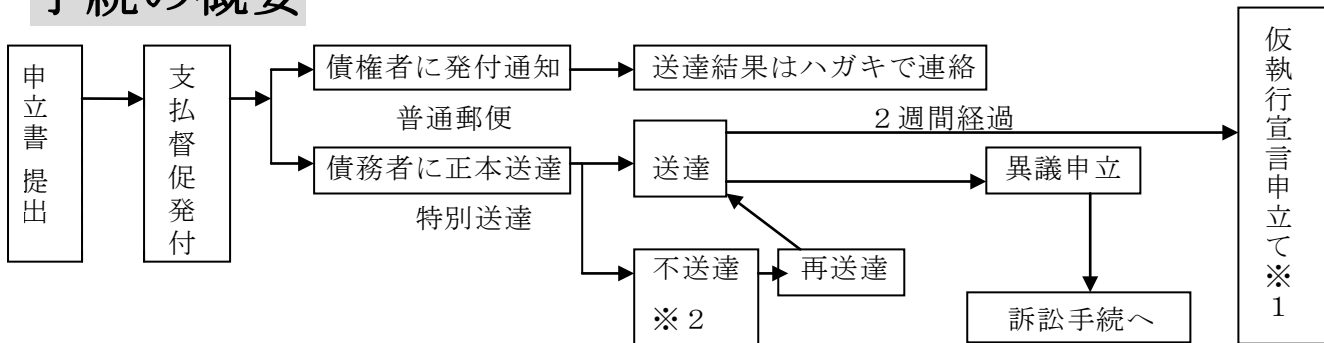


【債務者の数分作成】

※ (債権者もしくは債務者が法人のとき)

- 当該法人の商業登記簿謄本

手続の概要



※1・・・仮執行宣言の申立は、支払督促正本送達後2週間が経過したときから30日以内に行わないと支払督促の手続が失効します。(支払督促の法的効果がなくなります。)

※2・・・不送達の内容によっては、何もしないでいると、2か月の経過により取下擬制となって、手続が終了してしまうことがあります。

問合せ先 千葉簡易裁判所支払督促係
 電話 043-222-0165 (代表)
 住所 〒260-0013 千葉市中央区中央4-11-27

督促異議の申立てによって、訴訟手続移行の効果が生じたときには、原告(債権者)に手数料の納付義務が生じます。(原則：支払督促申立手数料の額と同額の収入印紙及び6000円分の郵便切手)

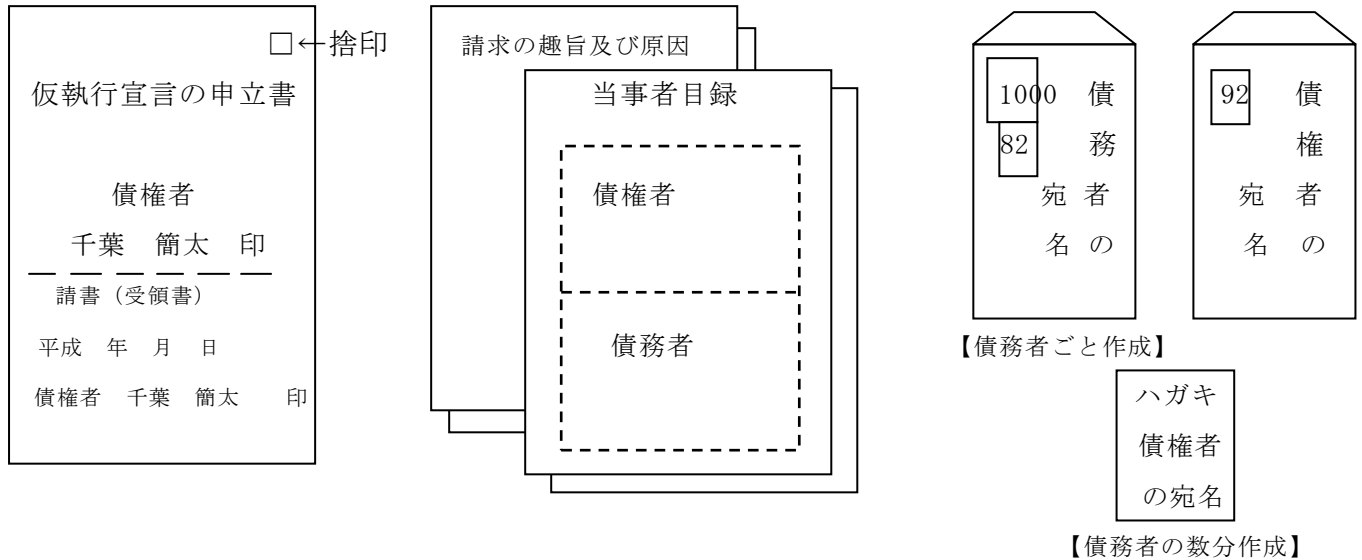
仮執行宣言申立

強制執行の申立てに必要な債務名義を得る手続

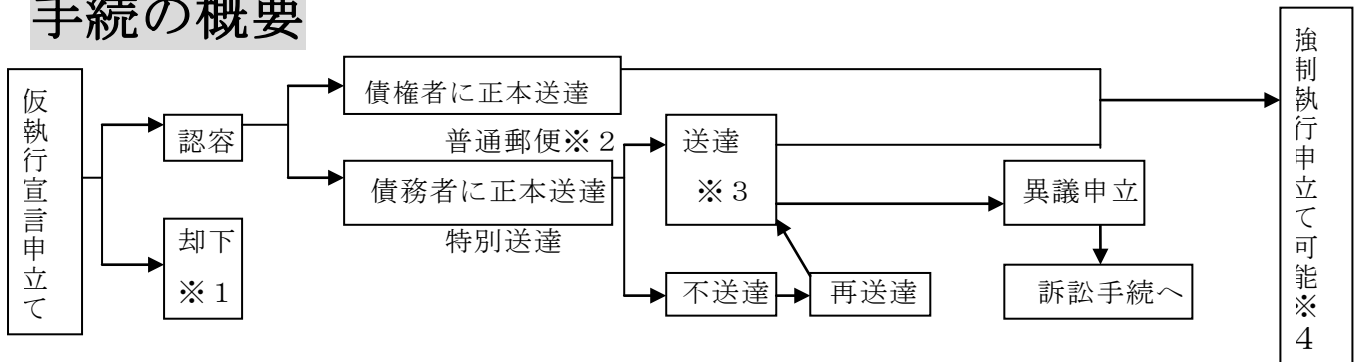
提出書類一覧

注意：郵便料金は申立書の枚数によって料金が変わる場合があります。

- 仮執行宣言申立書 1部
- 「当事者目録」と「請求の趣旨及び原因」のコピー各債務者数+1部 (余白に押印のないもの)
- 長形3号の封筒 債務者数+1枚
- 郵便切手 1,082円分×債務者数 92円1枚
- 官製ハガキ 債務者数と同じ枚数



手続の概要



- ※1…失効または取下げ擬制により支払督促が終了している場合などに、却下されることがあります。
- ※2…事前に請書（受領書）を提出していただいている場合、普通郵便で送付します（上記提出書類一覧表の記載）。特別送達（受領権限を確認した上での配達）の場合は、債権者分の郵便切手が92円から1082円分に変更になり、請書の提出も不要になります。
- ※3…債務者に正本が送達されれば、強制執行の申立てができます。また、送達から2週間経過すれば、仮執行宣言付支払督促は確定します。
- ※4…強制執行の申立てをする際には「送達証明書」を添付する必要がありますので交付申請をしてください。（手数料：1証明事項につき収入印紙150円）

問合せ先 千葉簡易裁判所支払督促係
電話 043-222-0165 (代表)
住所 〒260-0013 千葉市中央区中央4-11-27

督促異議の申立てによって、訴訟手続移行の効果が生じたときには、原告（債権者）に手数料の納付義務が発生します。（原則：支払督促申立手数料の額と同額の収入印紙及び6000円分の郵便切手）